

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、若狭高浜駅周辺から当町の中心市街地地域においては5m以上浸水実績がある他、旅館等が多く立地している西三松地区の関屋川河口周辺においても2m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、南団地周辺をはじめJR小浜線沿線地区の多くのポイントで、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小売や飲食業をはじめ多くの事業者が集積している。

(地震:J-SHIS、高浜町ゆれやすさマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、町内中心地を含むJR沿線の大部分において、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%~26%程度の確率で発生するとされている。

また、高浜町ゆれやすさマップによると当会や当町役場の立地する中心市街地をはじめ、青戸地区や青郷地区を中心に比較的住宅や事業所の多いエリアにおいて震度6.3以上のゆれが想定されている。

加えて、町内の埋立地(安土、水明、高森、青戸)地域では液状化等への懸念も想定されている。

(原子力災害:高浜町原子力災害住民避難計画)

当町および隣接するおおい町には原子力発電所が6基存在していることから、発電所で事故が発生し緊急事態となった場合には、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始する区域(PAZ)を設けており、その範囲は高浜原発から概ね5km圏である内浦地区、青郷地区の全区、高浜地区については笠原川までとしている。それ以外の5km~30km圏は緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に設定している。また大飯原発においては、高浜町全域がUPZの範囲内となっている。特に発電所内には建設業者を中心に関連する事業者が多く従事している。

また、原子力災害においては発電所の単独事故だけでなく、震災や津波など他の災害と連動して発生するリスクについても想定されている。

(その他)

当町は日本海に面した立地から漁業が盛んで、塩土地区や事代地区には家屋が密集した漁師町が形成されているが、古くからの木造住宅や商店の他、空き家も多く、漏電等による火災のリスクも高い。また、一旦火災になると、連なった家屋に燃え広がり、被害の拡大が懸念されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 448人
- ・小規模事業者数 388人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	120	103	町内に広く分散している
	製造業	29	24	国道沿いに多い
	卸売・小売業	71	60	町内中心市街地や国道沿いに多い
	飲食・宿泊業	108	106	沿岸部に宿泊業、国道沿いに飲食業が多い
	サービス業	98	81	町内に広く分散している
	その他	22	14	町内に広く分散している

3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・有線告知放送設備(戸別受信機)の整備
- ・放射線防護施設の整備
- ・高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・商工会危機管理マニュアルの策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・リスクマネジメント事業によるリスク診断及び加入保険等の分析
- ・損保会社と連携した各種損害保険制度の周知及び加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・高浜町が実施する防災訓練への参加および協力
- ・商工会災害システムの推進
- ・新型コロナウイルス感染症予防に向け日々、換気、手洗い・うがい等の感染防止対策を実施

II 課題

管内事業者における自然災害や感染症等のリスクに対する事前対策の必要性への認識は低く、事業継続力強化計画や事業者BCPを策定している事業者はまだまだ少ないのが現状である。

また、緊急時の取組について、当町と当会、福井県との協力体制の重要性について認識はしているものの、具体的な体制やマニュアルが十分に活用されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員も不足している。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している他、各種災害リスクの想定もまだ十分ではないといった課題が浮き彫りになっている。

加えて、感染症対策としては、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出勤を防ぐルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液などの衛生用品の備蓄、そしてリスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが求められている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性

を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを迅速かつ有効に活用する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と対応段階を細分化しておく)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・職員自らの防災意識を高めると共に、支援に必要な知識やノウハウの向上と蓄積を図る。

<目標> 支援により策定された事業者 BCP の件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	5件	5件	5件	5件	5件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	3件	3件	3件	3件	3件
うち事業継続計画	2件	2件	2件	2件	2件
[参考]中小企業(小規模除く)	1件	1件	1件	1件	1件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当町と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同が情報を共有することで発災時に混乱なく応急対策等に取り組める体制を整える。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また、自社のリスクに対する備えが見える化し、不十分・過剰な保険等がないか、リスクチェックシートを使ってチェックし、小規模事業者のリスクファイナンスへの取組みを支援する。
- ・会報や行政広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、高浜町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSやメールリングリスト、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成27年度に事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。
- ※令和6年度に更新

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険と協力し、事業継続力に向けた支援取組を検討する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・高浜町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・セミナー参加者等を中心に巡回訪問によるプッシュ型のフォローアップを実施すると共に、専門家派遣等も活用しながら個社ごとの課題に合わせたBCP計画の作成を支援する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.3の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・当町が実施する防災訓練の際に当会も連携して訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

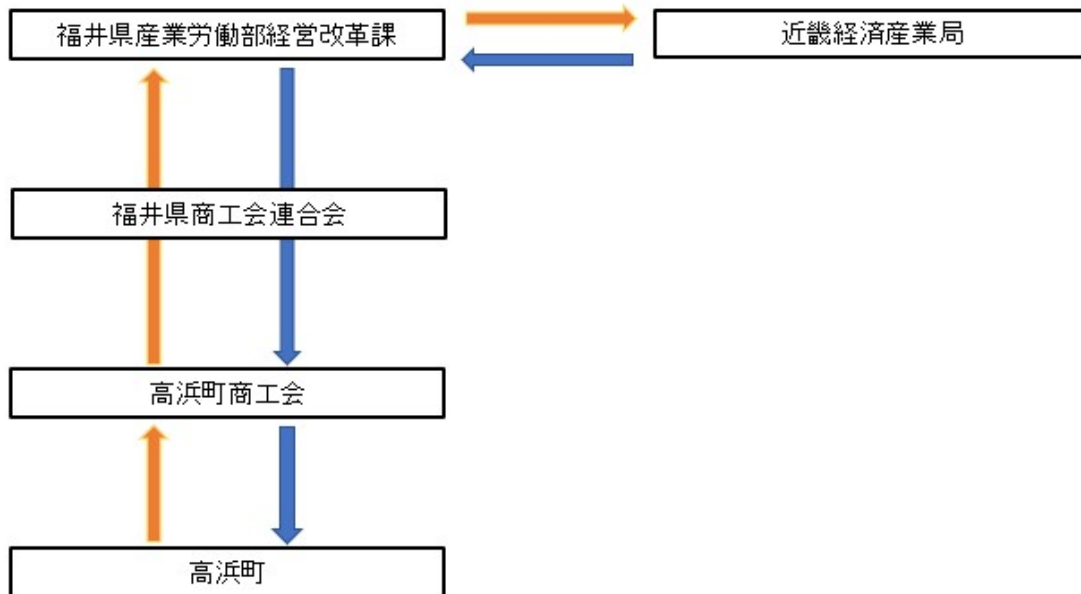
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高浜町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など））を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。情報の共有にあたっては商工会災害システムを活用し、商工会職員等が確認した被災状況を本システムから携帯端末等で入力（県連等へ報告）することにより、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図る。
- ・地区内事業者には激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、高浜町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、高浜町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・収集された被災情報や相談窓口でのヒアリング情報等を元に被災状況に応じて事業者が必要とする各種復興支援施策等の活用を後押しするため、申請支援や実行支援に取り組む。
- ・被災により販売が中断した事業者の早期に売上回復に向けた販路開拓支援・地域経済復興支援に取り組む。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

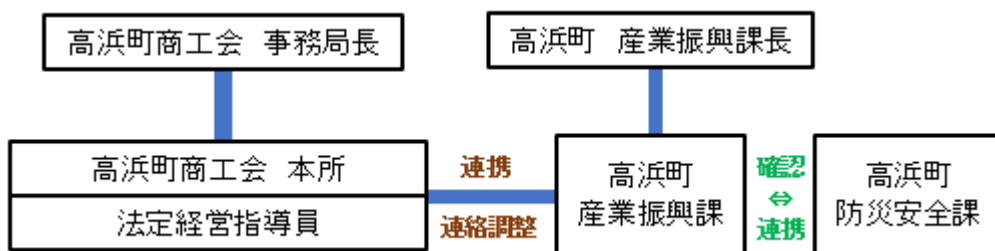
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会または商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 徳庄 寛学 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

高浜町商工会

〒919-2229 福井県大飯郡高浜町三明1-36-1

TEL: 0770-72-0226 / FAX: 0770-72-2810

E-mail: takashou@taka-syou.jp

②関係市町

高浜町 産業振興課

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2

TEL 0770-72-7705 FAX 0770-72-4000

E-mail: machi@town.takahama.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	275	275	275	275	275
・専門家派遣費	99	99	99	99	99
・協議会運営費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	66	66	66	66	66
・パンフレット、チラシ作製費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高浜町補助金、福井県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等